



つくろう健康 幸せの未来づくり

介護保険ガイド

介護保険で利用できるサービスについて

福祉用具購入費の支給

日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽減するために購入した特定福祉用具のうち、排せつ・入浴など貸与にならないもの(厚生労働大臣が定めるもの)を購入した場合、必要な書類を申請することにより、支払金額の9割を後から払い戻しできるサービスです。

●支給の対象となる福祉用具

- ・腰掛便座(ポータブルトイレ、便座の底上げ部材を含む)
- ・特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- ・入浴補助具(浴槽用手すり、入浴用いす、入浴用介助ベルト等)
- ・簡易浴槽 移動用リフトのつり具

【※ご注意下さい※】

- ①福祉用具販売の指定を受けている事業所から購入した場合にのみ保険給付の対象となります。
- ②要介護度にかかわらず、毎年4月から毎年3月までの1年間で10万円(支給額は9万円)が上限額となります。同一品目は原則1年に1回のみが支給対象です。
- ③購入前に、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

住宅改修費の支給

介護に必要な手すりの取り付け、段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、厚生労働大臣が定めた改修の種類であれば、改修後に支払金額の9割を払い戻しできるサービスです。

苫前町では「償還払い」によるほか、一時的な負担軽減を行い住宅改修制度を利用しやすくするため、「受領委任払い」制度を定めています。

「受領委任払い」とは、利用者は費用額の1割のみを登録施工業者に支払い、保険給付分の9割は受領に関する委任を受けた登録施工業者に直接支払う制度です。

●支給の対象となる改修

- ・手すりの取り付け 段差や傾斜の解消
- ・滑りにくい床材及び移動しやすい床材又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ・洋式便器等への便器の取り替え
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる改修工事

手続きの流れ

| | 償還払い | 受領委任払い |
|-----------|--|--|
| ①相談・検討 | ケアマネージャー等へ相談します。 | ケアマネージャー等に相談し、登録のある事業者を選定します。 |
| ②申請 | 工事を始める前に、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。 | |
| ③工事・支払い | <ul style="list-style-type: none"> ・審査結果を受けてから着工します。 ・改修後、日付入りの写真を撮影します。 ・改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査結果を受けてから着工します。 ・改修後、日付入りの写真を撮影します。 ・改修費用の1割分を事業者を支払います。 |
| ④工事完了の手続き | 工事完了後、領収書や改修が完成した日付入りの写真等を提出します。 | 工事完了後、1割分の領収書や改修が完成した日付入りの写真等を提出します。 |
| ⑤改修費の支給 | 支給決定通知書が届いた後、指定口座へ9割分の住宅改修費が振り込まれます。 | 支給決定通知書が届いた後、事業者へ9割分の住宅改修費が振り込まれます。 |

お問い合わせ先 苫前町保健福祉課しあわせ係 (☎64-2215)まで

マイプランをしっかりと国民年金
「納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です」

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も対象となります。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料については、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険（国民年金保険料）控除証明書（下記参照）」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証

下の図は平成26年の控除証明書となります。国民年金保険料を納付された方には11月上旬に日本年金機構より平成27年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。



明書または領収証書を添付して下さい。
（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます）
このように税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万のときにも心強い味方となる制度です。
保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。



障がい者相談員に林 道行さん

11月1日より古丹別在住の林 道行さんに障がい者相談員を委嘱し、活動しています。困ったことは内容にかかわらずご相談を。(相談内容などの秘密は守られます)



特設人権心配ごと相談所開設のお知らせ

12月4日～10日までの人権週間にあわせて人権問題や心配ごとなどに関する相談所を次のとおり開設します。日頃からお困りやお悩みごとがありましたら、この機会にお気軽にご相談下さい。相談は無料で、その内容などの秘密は守られます。

| とき | ところ | 相談にあたる委員 |
|-----------------|-----------|--------------|
| 12月4日(金)10時～12時 | 苫前町福祉センター | 人権擁護委員 竹橋 広頭 |
| 12月4日(金)13時～15時 | 苫前町公民館 | 人権擁護委員 伊藤 敏男 |

留萌人権擁護委員協議会・旭川地方法務局留萌支局・苫前町

家庭内の問題(結婚・離婚)・子どもの問題(いじめ・体罰)・他人とのもめごと(騒音・金銭トラブル)・偏見や差別など、どんなことでも相談にのります。



ファイヤー通信 秋の火災予防運動 ～防火パレード・車両啓発パレードを実施～



幼年消防クラブらによる古丹別市街での防火パレード

苫前市街での車両啓発パレードの様子



10月15日から31日までの秋の火災予防運動期間中に、苫前・力屋・古丹別地区で車両啓発パレードと防火パレードが行われ火災予防啓発を実施した。15日(木)は消防車両及び危険物安全協会会員による苫前及び力屋市街地で車両啓発パレードが行われた。16日(金)は古丹別市街地で女性防火クラブ員・幼年消防クラブの古丹別保育所園児、シルバー防火クラブ員による防火パレード、危険物安全協会会員による車両啓発パレードが行われ、火災予防を呼びかけた。22日(木)は苫前市街地で防火パレードが行われ、各防火団体による街頭啓発が実施された。

人事行政の 運営等の状況

ダイジェスト版



苫前町における平成26年度分の人事行政の運営の状況について、地方公務員法により次のとおり公表します。

2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・ 勤勉手当 | 計 B | |
| 26年度 | 人 59 | 千円 229,677 | 千円 38,375 | 千円 84,027 | 千円 352,079 | 千円 5,967 |

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

| 区分 | 苫前町 | 類似団体平均 | 全国町村平均 |
|--------|------|--------|--------|
| 平成26年度 | 96.0 | 95.0 | 95.6 |
| 平成21年度 | 91.7 | 93.5 | 94.6 |

(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの

4) 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

| | 1号俸の給料月額 | 最高号級の給料月額 |
|----|----------|-----------|
| 1級 | 135,600円 | 243,700円 |
| 2級 | 185,800円 | 307,800円 |
| 3級 | 222,900円 | 354,700円 |
| 4級 | 261,900円 | 388,300円 |
| 5級 | 289,200円 | 400,600円 |
| 6級 | 320,600円 | 422,600円 |

5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|------|-------|----------|----------|------------------|
| 苫前町 | 43.0歳 | 323,095円 | 370,051円 | 362,784円 |
| 北海道 | 45.4歳 | 333,403円 | 400,662円 | 377,386円 |
| 国 | 43.5歳 | 335,000円 | — | 408,472円 |
| 類似団体 | 41.6歳 | 303,591円 | 344,539円 | 332,748円 |

(注)1「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

1. 職員の任免

1) 職員の任免に関する状況

① 職員数、退職者数及び採用者数(平成26年度)

| 平成26年4月1日現在の職員数 A | 平成26年度中の退職者数 | 平成26年度中及び平成27年4月1日採用者数 | 平成27年4月1日現在の職員数 B | 対前年増減数 B-A |
|-------------------|--------------|------------------------|-------------------|------------|
| 68人 | 3人 | 4人 | 69人 | 1人 |

② 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

| 区分 | 職員数 | 区分 | 職員数 |
|---------|-----|---------|-----|
| 20歳未満 | 0人 | 40歳～43歳 | 12人 |
| 20歳～23歳 | 4人 | 44歳～47歳 | 5人 |
| 24歳～27歳 | 6人 | 48歳～51歳 | 12人 |
| 28歳～31歳 | 3人 | 52歳～55歳 | 6人 |
| 32歳～35歳 | 6人 | 56歳～59歳 | 5人 |
| 36歳～39歳 | 9人 | 60歳以上 | 0人 |
| 合計 | | | 68人 |

③ 部門別職員数と推移

| | 一般行政 | 教育 | 普通会計 | 公営企業等会計 | 総合計 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 16年 | 57人 | 11人 | 68人 | 11人 | 79人 |
| 21年 | 48人 | 10人 | 58人 | 8人 | 66人 |
| 22年 | 47人 | 10人 | 57人 | 8人 | 65人 |
| 23年 | 47人 | 10人 | 57人 | 8人 | 65人 |
| 24年 | 49人 | 9人 | 58人 | 8人 | 66人 |
| 25年 | 49人 | 9人 | 58人 | 9人 | 67人 |
| 26年 | 50人 | 9人 | 59人 | 9人 | 68人 |
| 過去5年間の増減数 | 2人 4.2% | ▲1人 ▲10.0% | 1人 1.7% | 1人 12.5% | 2人 3.0% |
| 過去10年間の増減数 | ▲7人 ▲12.3% | ▲2人 ▲18.2% | ▲9人 ▲13.2% | ▲2人 ▲18.2% | ▲11人 ▲13.9% |

1. 職員の給与

1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 26年度末 | 歳出額 A | 実質収支 |
|------|-------------------|-------------|-----------|
| 26年度 | 3,349人 | 4,413,774千円 | 159,796千円 |
| 区分 | 人件費 B | 人件費率 B/A | 25年度の人件費率 |
| 26年度 | 606,342千円 | 13.7% | 15.8% |